

プラスチック類ごみの出し方

※各地区で決められた「ごみ収集ステーション」に出してください。

プラスチック製容器包装

- パック・カップ・トレー類
- ボトル類
- 袋類・ネット類
- ふた・ラベル
- 緩衝材・発泡スチロール

判断のポイント

- ①物を入れたり包むもの
- ②中身が商品
- ③商品が消費されたら不要になる

 プラスチック容器包装類はこのマークが目印です

出すときのポイント

- ①洗い物の残り水等で汚れを取り除く
- ②水分を切る
- ③シール・ラベルなどは出来る範囲で取り除く
- ④プラスチック類以外の部材をはずす

容器包装リサイクル法

家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るために法律です。全ての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うことが基本理念であり、

★消費者は分別排出(正しく分別する)

　　出し方のルールを守って分別排出する。

★市町村は分別収集(容器包装を分別収集する)

　　分別基準に適合した物を指定法人へ引き渡す。

★事業者は再商品化(リサイクルする)

　　分別基準適合物を引取、処理、リサイクルする。

を行うことが役割となっています。



注意事項

中身を残さないで、水で中を軽くすすぎ、水分をとり除いてください。



マークが付いていても、洗っても汚れが落ちないものは、「燃やごみ」として出してください。



危険物や医療廃棄物が混入していると、再資源化の際大変危険です。絶対に入れないでください。

トレーなどは、できるだけスーパー等の店頭回収を利用してください。

 指定ごみ袋
「プラスチック類ごみ」で出す。
●10kg以下の重さで出す。

粗大ごみの出し方

※各地区で決められた「ごみ収集ステーション」に出してください。

このごみは、クリーンセンターで粉碎・分解するなど細かく分別して、リサイクル又は、焼却、埋立します。

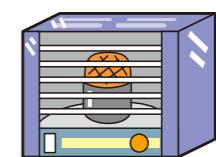
- タンス ○机、イス
- 中・大型電気製品 ○ストーブ
- ベッド ○ソファ ○自転車

- 収集しやすい大きさ及び重さにして出す。
- できるだけクリーンセンターに持ち込む。

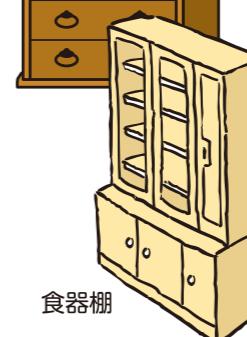
(注)「粗大ごみ」となる目安:
大きさ→「燃えないごみ」などの指定ごみ袋に入り切らないもの。
(注)1品につき、ごみ札1枚を付けてください。



タンス



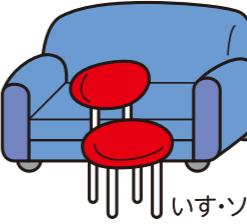
ストーブ
燃料を抜いて出す。



食器棚



電子レンジ



いす・ソファー



机・テーブル



自転車



ふとん

収集できないもの

※事業系のごみは収集しません。(商店、工場等)
※販売店や専門業者に依頼してください。



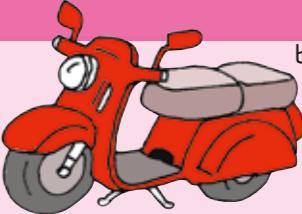
タイヤ・ホイール



温室用
ビニールシート



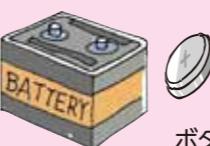
苗箱



バイク



ピアノ



バッテリー



ボタン電池・
充電式電池



農機具



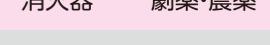
ブロック・瓦
レンガ



プロパンガス



消火器



劇薬・農薬

- ・ボタン電池、充電式電池 ⇒ 電気店、カメラ店などの店頭回収を利用ください。
- ・タイヤ、バッテリー、ドラム缶 ⇒ ガソリンスタンド等にご相談ください。
- ・LPGボンベ ⇒ LPG取扱店に相談ください。
- ・ピアノ ⇒ 購入店または取扱店にご相談ください。
- ・農機具、農業用ビニールシート、苗箱、あぜ波、マルチなど ⇒ 購入店又は農協へ相談ください。
- ・瓦、レンガ、ブロック等建築廃材、また、家の改修等で不要となった洗面台、流し台、ソーラー、便器など ⇒ 事業者へ相談ください。
- ・注射針 ⇒ 支給医療機関に相談ください。
- ・焼却炉 ⇒ 販売店へ相談ください。
- ・テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン ⇒ 本紙10頁『家電リサイクル』をご覧ください。
- ・バイク ⇒ 本紙11頁『二輪車のリサイクル』をご覧ください。
- ・消火器 ⇒ 本紙11頁『消火器のリサイクル』をご覧ください。



ごみ札
「粗大ごみ」
を付けて出す。

家電リサイクル

(テレビ・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・衣類乾燥機)

家電リサイクル法とは?

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)は、法律で指定されている家電製品4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機)をリサイクルして廃棄物を減らし、資源の有効利用を推進するために制定された法律です。



廃棄方法は?

新しい製品に買替える場合

新しく製品を購入した小売店に引取を依頼します

リサイクル料金
+ 家電リサイクル券

※リサイクル料金・収集手数料は小売店に問い合わせてください。

廃棄のみ(購入した小売店がわかる場合)

廃棄製品を購入した小売店に引取を依頼します

リサイクル料金
+ 収集手数料
(小売店ごとに異なる)

※リサイクル料金・収集手数料は小売店に問い合わせてください。

リサイクル料金は製品種類・メーカー・大きさによって異なります。リサイクル券を購入するときは、メーカー・大きさを確認してから購入してください。

家電リサイクル券についてのお問い合わせは
家電リサイクル券センター 電話:0120-319640

廃棄のみ(購入した小売店がわからない・営業していない・遠方である場合)

クリーンセンターに持ち込んでください

リサイクル料金
+ 運搬手数料
1台につき 2,700円

※事前に郵便局でリサイクル券を購入してください。

指定引取場所に自ら持ち込んでください。

リサイクル料金
+ 家電リサイクル券

※事前に郵便局でリサイクル券を購入してください。

指 定
引 取 場 所
平林金属(株)岡山工場
岡山市北区下中野406-1 電話:086-241-6943
日本通運(株)岡山支店 津山営業所
津山市昭和町2-99-3 電話:0868-23-2271

小型家電リサイクル

小型家電リサイクル法とは?

小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等を適正に処理し、資源を有効利用することにより、再資源化を促進するために制定された法律です。回収した小型家電は、国が選定したリサイクル事業者に引き渡し、リサイクル事業者において有用金属等を資源化するなど、適正に処理します。

廃棄方法は?

- ◎「燃えないごみ」袋に入れて出してください。
- ◎袋に入らない大きな物、重量のある物は「粗大ごみ」として、札をつけて出してください。
- ◎個人情報が含まれる製品は、あらかじめ個人情報の消去をお願いします。また、個人情報の保護の観点より、なるべく直接クリーンセンターに持込をしてください。

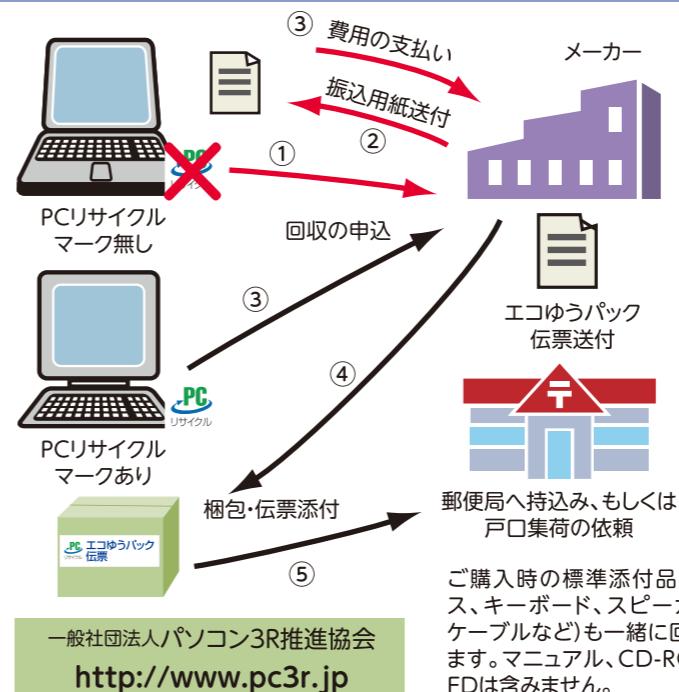


小型家電回収品目(一例)

- ①通信機器(携帯電話端末、PHS端末、電話機、ファクシミリなど)
- ②デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、時計、懐中電灯、ゲーム機(据置型・携帯型)など
- ③映像・音響機器(DVDプレーヤー、HDDレコーダー、ラジオ、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダーなど)
- ④パソコンコンピューター、プリンター、補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカードなど)
- ⑤電子書籍端末、電子辞書、電子体温計、電子血圧計、ヘルスマーティーなど
- ⑥電動工具(電気ドリル、電気グラインダー、電動ミシンなど)
- ⑦家電製品(炊飯器、電子レンジ、その他厨房機器、ヘアドライヤー、電気かみそり、アイロン、電気掃除機、電気ストーブ、電気こたつ、扇風機、空気清浄機、加湿器など)
- ⑧カー用品(カーナビ、ETC車載ユニット、カーステレオ、カースピーカー、カーラジオなど)
- ⑨付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブルなど)

パソコンリサイクル

PCIリサイクルマークのあるパソコン:リサイクルに出す時の費用はかかりません。
PCIリサイクルマークのないパソコン:「回収再資源化料金」がかかります。



■家庭から廃棄されるパソコン

平成15年から、家庭のパソコンの再資源化を促進する取組みが始まっています。現在は、パソコン購入時にリサイクル料金を払い、リサイクルマークを張るようになっています。

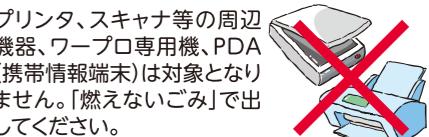
回収再資源化料金

種類	料金(税込)
デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・液晶ディスプレイ 液晶式ディスプレイ一体型パソコン	3,240円
CRTディスプレイ・CRTディスプレイ一体型パソコン	4,320円

●自分で組み立てた自作パソコン、倒産したメーカー・輸入販売会社のパソコンなど、回収するメーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進センター」が窓口となり、有償で回収・再資源化します。

●リサイクル料金は各メーカーで設定するため、一部のメーカーでは上記の料金と異なる場合もあります。

プリンタ、スキャナ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA(携帯情報端末)は対象としません。「燃えないごみ」で出してください。



●これら対象品目を小型家電リサイクルとして出すこともできます。
なお、その際ににおいても、パソコン購入時に支払ったパソコンリサイクル料金を返金することはできません。

二輪車のリサイクル

平成23年10月1日より、メーカー等が国内で販売した車両については、リサイクルマークの有無に関わらず、廃棄時に指定引取場所又は、廃棄二輪車取扱店にて無料で引取りされます。(運搬料金が必要)

詳しくは、公益財団法人自動車リサイクル促進センター内二輪車リサイクルセンター(☎050-3000-0727)でご確認下さい。



消火器のリサイクル

消火器の処分は、一般社団法人日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して行っています。消火器の廃棄処分については、(株)消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773) <http://www.ferpc.jp/> でご確認ください。



違法な不用品回収業者を利用しないでください

小売店や市町村の許可業者などを除き、家庭からエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機(家電4品目)を中古品以外の目的で回収することは違法です。違法な回収業者に引き渡すと、長期間放置されたり、粗雑に取り扱われたりする場合があり、フロンガスや有害物質の飛散・流出など、環境への悪影響につながります。家電4品目は購入先の小売店などへ適正に引き渡しましょう。また、小型家電製品(携帯電話、デジタルカメラ、ラジオ、映像用機器、ゲーム機等)は、「燃えないごみ」又は「粗大ごみ」にしてください。